

流山市農業委員会  
平成26年第3回  
総会議事録

平成26年3月26日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成26年第3回総会議事録

1 期 日 平成26年3月26日(水)

2 場 所 流山市ケアセンター第1研修室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 5番 酒巻 孝美 8番 水野 敬久

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 臨時職員 中里 友希

8 事務局 局長(産業振興部長) 岡田 一美 次 長 吉田 勝実  
係 長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	1頁
(2) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....	5頁
(3) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用).....	8頁
(4) 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について.....	11頁
(5) 議案第12号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....	17頁
(6) 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について.....	18頁
(7) 議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について.....	20頁
(8) 報告第7号 合意解約の通知について.....	22頁
(9) 報告第8号 専決処理の報告について.....	22頁

開会 午後3時00分

高市議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成26年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

今年度も最終の総会となりまして、皆様方にもいろいろな、これから事情もございましょうけども、円滑な議事進行にひとつご協力をよろしく申し上げます。

ただいまのところ出席委員は16名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認め、5番、酒巻委員、8番、水野委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里臨時職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、議案第8号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第14号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの7議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第7号の「合意解約の通知について」から報告第8号の「専決処理の報告について」までの2項目について御報告をさせていただきますと存じます。

御説明は以上です。よろしく御申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番です。権利者は流山市大字北の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市北の畑1筆、面積は271㎡です。次に、申請事由ですが、耕作利便の向上を図るため、農地を買い受けたいというものです。議案案内図につきましては、1ページです。

次に、2番ですが、権利者は流山市大字下花輪の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市下花輪の田1筆、面積は1,031㎡です。次に申請事由ですが、営農意欲の向上を図るため農地の贈与を受けたいというものです。議案案内図につきましては、2ページです。

次に議案書の2ページをお開きください。

3番ですが、権利者は流山市大字下花輪の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市下花輪の田2筆、面積は2,062㎡です。次に申請事由ですが、営農意欲の向上を図るため農地の贈与を受けたいというものです。議案案内図につきましては、2ページです。

次に4番ですが、権利者は流山市大字西深井の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の田1筆、面積は、1,021㎡です。次に申請事由ですが、本件につきましては、耕作利便を図るために次の5番の農地と交換をしたいというものです。議案案内図につきましては、3ページです。

次に5番ですが、権利者は流山市大字西深井の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の田1筆、面積は、1,021㎡です。次に申請事由ですが、本件につきましては、先ほどの4番の農地と交換をして、耕作利便を図っていききたいというものです。議案案内図につきましては、4番と同じく3ページでございます。

今月の3条許可申請につきましては、以上の5件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審査結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は5件であります。

本案については、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

1番の申請地は、初石駅北西約1.2kmに位置している畑1筆で、面積は271㎡でございます。申請理由でございますが、耕作利便の向上を図るため、売買により農地を取得するものでございます。申請地の畑は、草刈り済みの状況でございました。次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約2haで、現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていき

たいということでした。

続きまして、2番の申請地は、流山クリーンセンターの南約400mに位置している田1筆で、面積は1,031㎡でございます。申請理由でございますが、営農意欲の向上を図るため、妻に贈与するものでございます。申請地の田は、耕起済みの状況でございました。次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約2haで、現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでした。

続きまして、3番の申請地は、流山クリーンセンターの南約400mに位置している田2筆で、面積は2,062㎡でございます。申請理由でございますが、営農意欲の向上を図るため、妻に贈与するものでございます。申請地の田は、耕起済みの状況でございました。次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約1.5haで、現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでした。

続きまして、4番の申請地は、流山工業団地の南西約700mに位置している田1筆で、面積は1,021㎡でございます。申請理由でございますが、耕作利便を図るため、交換するものでございます。申請地の田は、耕起済みの状況でございました。次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約1.2haで、現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでした。

続きまして、5番の申請地は、流山工業団地の南西約700mに位置している田1筆で、面積は1,021㎡でございます。申請理由でございますが、耕作利便を図るため、交換するものでございます。申請地の田は、耕起済みの状況でございました。次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約1.3haで、現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番については、豊島委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、豊島委員の退席を願い、審議いたします。豊島委員の退席を求めます。

(豊島委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(水野委員) 売買価格はおいくらでしょうか。

小林委員長 398万円、坪4.8万円です。

高市議長 他にございますか。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第8号のうち、1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第8号のうち、1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

豊島委員の除斥を解きます。

(豊島委員入室)

高市議長 次に、本案のうち、2番から5番に対する案件について質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番(青野委員) 3番のですね、営農意欲の向上を図るためと、いうことで非常に感動してるんですけども、ヒアリングの際にですね、クリーンセンターの焼却灰が依然としてそのままになってるものですから、営農意欲の向上を図るという意味ではね、こういうことを心配されていたかどうか、或いは質問をされたのかどうか、そして、ヒアリングの際に本人がどのようなことを、これから農業委員会のほうに希望されていたのか、意見等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

特に私はですね、焼却灰の問題を心配してるものですから、一生懸命農業をやるうというのにですね、依然として焼却灰の持ち出し場所が見つからない、現状そのままにあそこに積み込まれていると、いうことを農業者の方が心配されているのかなと、というように常日頃感じていたものですから、ヒアリングの際にそういうようなことをお聞きいただいたのか、或いは意見として本人から出てきてないのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

小林委員長 只今の御質問に回答いたします。

申し訳なかったのですが、特段、この件については、こちらからも問いかけもありませんでしたし、申請者からも、特段そういう意見はありませんでした。

岡田局長 今の件でありますけれども、この周辺の農地の関係、今回の議案では田ということになっておりますが、流山市の水田に係る、いわゆる稲作のですね放射能の関連の検査等においてはですね、数値的には問題なしということがありまして、農家の皆さんは昨年ですか、出荷をされているというような意味合いからですね、安心して農業されていると、ただ、そこにもものがあるということについての認識はですね、そこま

で掘り下げて気持ちはどうですかということまで確認はしてませんが、安心して出荷しているという意味合いはですね、そういう不安は出荷に関してはないということはですね、申し述べることは可能です。あと、野菜の関係もですね、毎回出荷前にですね、放射能検査しております、全て衛生法に定める基準値以下ということで安心して流通に乗せていると、そういう意味からも気持ちの上では不安はないと言い切れるかと思えます。以上です。

7番(青野委員) 御案内のように、現在のクリーンセンターは国の基準、当時のダイオキシンという問題はクリアされてはいるんですけども、非常にですね、日本を代表するようなクリーンセンターとして建設をされているものですから、ましてやですね、周辺の皆さんの大変なご協力を頂いてあそこに4.2haの用地を買収させていただいた、そういうような経過もあるものですから、国の基準以下ということでは非常に幸いなんですけれども、当時からすればね、今度はダイオキシンじゃなく放射能かというようなことで、心配をされていると思いますので、今後も引き続き、農業委員会としても、市当局のほうに一日も早く搬出先を見つけてですね、かつてのクリーンセンターというような方向にお互いに努力していかなければならないのかなという意見を持っておりましたもので、申し上げておきます。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 それではですね、これより採決を行います。

議案第8号のうち、2番から5番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。挙手、多数であります。よって議案第8号のうち、2番から5番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第9号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年3月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに1番です。権利者につきましては、流山市南流山4丁目にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市西深井の畑、1筆で、面積は199㎡です。次に、転用目的につきましては専用住宅を建築したいというものです。議案案内図につきましては、4ページと5ページです。

次に、2番ですが、権利者につきましては松戸市新作にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、3筆で、面積は383.61㎡です。次に、転用目的につきましては専用住宅を建築したいというものです。議案案内図につきましては、6ページと7ページです。

今月の恒久転用に係る5条許可申請は、以上の2件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件でございます。本案件については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

最初に1番についてですが、転用目的は分家住宅を建築しようとするものでございます。

移転の原因は、使用貸借でございます。

申請理由については、現在はアパート住まいで、子供の成長及び家族の増加を見込み、住宅建築を考えていたところ、父親から土地を借用できることとなったため、転用許可申請をしたということでございます。

隣接する農地への被害防除対策としては、雨水については雨水浸透柵を設け、オーバーフロー分は側溝へ放流し、汚水排水については、敷地内に設置する小型合併浄化槽で処理後、側溝へ放流する計画でございます。土砂等の流出対策としては、ブロックを2段設置する計画でございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武野田線運河駅の南西約1.2kmに位置し、周辺は、住宅等が連たんしている区域内にある小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画については、建設費等が約1千9百40万円で、全額、金融機関からの融資で賄う計画であり、ご主人名義の金融機関発行の事前審査申込内容の証明書が添付されております。また、ご主人の資金を利用するにあたり、融資額全額を妻に貸すことを承諾した確認書が添付されております。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

続きまして、2番についてですが、転用目的はこちらも分家住宅を建築しようとするものでございます。

移転の原因は、使用貸借でございます。

申請理由については、現在はアパート住まいで、子供の成長に伴い部屋が手狭になっていくので、住宅建築を計画したということでございます。

隣接する農地への被害防除対策としては、雨水については雨水浸透柵を設け、汚



水排水については、蒸発散槽の小型合併浄化槽により処理する計画でございます。土砂等の流出対策としては、土堰堤を設置する計画でございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.5kmに位置し、周辺は、住宅等が連たんしている区域内にある小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画については、建設費等が約1千8百35万円で、これに伴う資金については、自己資金で約8百万円、金融機関からの融資、1千5百万円により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書及びご主人名義の金融機関発行の事前相談結果書が添付されております。また、ご主人の資金を利用するにあたり、融資額全額を妻に貸すことを承諾した承諾書が添付されております。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願います。

8番(水野委員) 今の2番の件なんですけど、義務者のお宅の住所が今回の使用貸借の場所と同じなんですけど、義務者はこの場所に住んでいるのでしょうか。

岡田局長 同地番の場所に住んでおります。

地図のほうご覧いただくとわかるかと思いますが、6ページですね、同一敷地となっております。

高市議長 よろしいですか。

他に、ご質問あればお願いします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

ありがとうございました。挙手、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページを御覧ください。

議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の一時転用に係る5条許可申請は2件です。なお、この2件は権利者が同じ法人によるもので、事業目的も同一のものとなっておりますので、本案の1番と2番につきましても、一括して御説明をさせていただきます。初めに権利者ですが、権利者は茨城県守谷市に住所を置く法人です。申請がありました土地は、1番が流山市名都借の田3筆で、面積は3,165㎡、2番の申請地は、流山市名都借の田1筆、1,383㎡で、合計面積といたしましては、田4筆で4,548㎡です。次に、転用目的につきましてもは土砂等の利用による農地造成で、議案案内図につきましてもは、8ページから12ページです。

今月の一時転用に係る5条許可申請は以上の2件です。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが2件でございます。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、1番及び2番については、権利者が同じ方で、転用目的が関連しておりますので、一括して御報告させていただきます。

移転の原因は使用貸借で、転用目的は、残土を利用した農地造成でございます。

権利者は、昭和38年に茨城県守谷市に土木建築の設計施行などを目的とした事業所を設立しております。埋立てについては、実績がないとのことですが、区画整理の造成工事の経験があるとのことでございます。

土砂の搬出元は、埋立て地周辺の市内開発行為の造成現場からであり、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

土砂の搬入については、1日当たりの運搬台数は、1日当たり多くて4～5台程度を予定しているということでございます。なお、搬入の時間については、通学時間との関係から、朝8時30分以降午後5時まで行うとのことでした。

次に、事業計画の概要ですが、埋立て面積は、全体で4,548㎡で、建設残土約5,700㎥を搬入し、単純埋立て方式で行うということでございます。

埋立て期間は、許可後から90日を予定しております。

次に、営農状況でございますが、1番の義務者の方は、耕作面積は約1.2haで、農業従事者は3人でございます。道路よりも地盤が低く、作業車等の乗り入れが難しいことから、畑にし、農地造成後は、ネギ、大根等を作付けする計画でございます。

次に、2番の義務者の方は、耕作面積は約1.4haで、農業従事者は2人でございます。道路よりも地盤が低く、作業車等の乗り入れが難しいことから、畑にし、農地造成後は、ネギ、大根を作付けする計画でございます。

次に、周辺農地所有者に対しては、埋立てを行う旨を説明したところ、特に意見はなかったということでございました。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.5kmに位置し、周辺は、住宅等が連たんしている区域内にある小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、造成費が約660万円で、全額会社の自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市の土砂等の埋立て条例には該当し、関係各課からの意見について協議が調った後、埋立事業許可申請書が市担当課へ提出されております。

最後に、土地所有者に対し、造成後3年間は、農地転用できないことを申し添えております。また、土地所有者としては、その責務として、造成事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立て等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画通り実施されていないとき、またはその恐れがあることを知った時は、直ちに、事業を行う者に対し、事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、権利者及び義務者双方からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」、「土砂等の利用による農地造成の一時転用の許可基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって1番2番とも許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

7番(青野委員) 一つはですね、この埋め立てをする際に、市のほうにですね、いつ頃こういう事業をやりたいという申請があって、そして、農業委員会事務局としては担当課をですね、どういう様に回って、そしてどういう意見があって、そして小委員会のほうに現地視察をお願いしたのか。その辺のね、内容をちょっとお聞かせ願えれば、ありがたい。

二つ目は、一時転用ですから、農業委員会としても一時転用の基準があると思うんですね。ましてや、造成後はネギ、ダイコンを作りたいと、農地として利用するという希望が多いわけですから、90日間で造成が終わらなかつたというような場合の指導をどうしようにお考えなのか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

田村係長 この案件につきまして私のほうから説明させていただきます。

市の関係部署の関係につきましては、先ほど委員長からの報告にありました通り、市の環境政策課で、埋め立て事業に係る事前協議ということで、2月18日付で、事前協議の申請がされています。その後、市の担当部署である道路管理課、河川課、環境政策課、学校教育課、そういった関係部署から事前協議ということで意見を環境政策課で取りまとめ、その意見を返して市の事前協議が整ったということで、本申請できるということで、農業委員会は農地転用の書類を預かっている状況であります。

具体的に各担当課から出た意見につきましては、具体的にお話ししますと、例えば農政課では、農地を所管する東部土地改良区と事前協議すること、周辺農地及び農作業に支障の無いよう十分配慮すること、学校教育課につきましては当該地は土砂等の搬入経路が通学路ではないが、東小学校、東部中学校の学区内であるため、児童・生徒の日常の通行に際しては十分注意するよう協力願いたい。また、埋蔵文化財の関係もあるので博物館とか図書館のほうに協議に行ってみて、それにつきましては当該地は埋蔵文化財包蔵地外ということで、協議の必要がないということで、出ております。また、都市計画課につきましては景観の関係について協議をしてもらうということで出ています。また、コミュニティ課につきましては、自治会長に事前に協議して、その回答を提出してくださいということで、協議を行っている状況であります。また、道路管理課につきましては、土砂の運搬計画について、事前協議書を出すとか、搬入時間帯は通学時間帯を避けて搬入してもらうようにとか、そういった意見が提出され、それをクリアされているという状況です。河川課につきましては、当然水路用地があるので、当然そこに土砂を流出させないとか、そういった意見が出ています。また、この取りまとめを行った環境政策課につきましては、騒音振動との関係で、特定建設作業実施届出書というのが環境にありますので、騒音振動に基づくそういった特

定建設作業の着手前に届出をするということが出ております。また、廃棄物については一切搬入しないということが出ております。環境課からはそういった意見が出されております。これらを施工業者のほうで確認しまして、その条件をクリアされたということで、申請を受け取っている状況です。

吉田次長 二点目のお尋ねの一時転用の基準については、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。一時転用の基準につきましては、概ね3年間以内に事業が終わるものを対象としております。それで、3年後には農地の状態に復元して返還するということが条件となりまして、最大で3年間という形になっております。なお、その後ですね、引き続き事業の延長が必要な場合には、再度延長の変更申請ですか、をしていただいて、許可を取るという風な形になっております。ですので、二点目の90日間で埋め立て事業がおこなわれなかった場合はという風な場合はですね、変更申請、延長申請のほうをしてくださいというように申請者の方に指導していくという風な手続きになっております。以上です。

高市議長 よろしいですか。他に質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページを御覧ください。

議案第11号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成26年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の諮問件数は、新規によるものが2件と、更新によるものが12件です。

はじめに、新規分から御説明させていただきます。

まず、1番ですが、権利者は流山市大字平方村新田の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市大字下花輪の畑4筆、面積は3,445㎡で、議案案

内図は13ページです。利用権の設定期間につきましては、新規により6年間です。

次に、2番ですが、権利者は1番と同じ方でございます。利用権を設定する土地は、流山市大字平方の田3筆、面積は2,577㎡で、議案案内図は14ページです。利用権の設定期間につきましては、1番と同様で、新規により6年間です。

続きまして議案書の6ページをお開きください。

次の3番から8ページの14番までの12件につきましては、更新分となります。

また、この12件はいずれも権利者が同じ法人によるもので、内容も同一のものとなっておりますので、本案の3番から14番までにつきましては、一括して御説明させていただきます。

はじめに、権利者ですが、権利者は流山市大字深井新田に住所を置く農業生産法人です。

次に、利用権を設定する土地は、流山市中野久木の畑で、3番から14番までの12件の合計といたしましては、畑20筆で合計面積は16,953㎡です。

次に、利用権の設定期間につきましては、いずれも更新により3年間で、議案案内図につきましては、15ページです。

今月の利用集積計画につきましては以上の14件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件と更新によるものが12件でございます。

最初に、新規でございますが、議案の1番と2番の権利者は、同じ方であります。また、権利者の職業は農業で年齢は61歳であります。

次に、営農状況については、耕作面積が約1haで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑及び田は耕起済みの状態で、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものでございます。

続いて、更新分でございますが、3番から14番までの権利者は同じ方で、本件については、貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者につきましては、市内にある法人で、耕作面積は約2haで、農業従事者は1名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は体験農園となっております。なお、対象地の一部が、体験農園以外に利用されていることから、この案件につきましては、審議に入る前に、現地調査と権利者等からのヒアリングを行いました。

次に、ヒアリングの概要についてですが、体験農園については、流山市農政課から、新川耕地内の遊休農地の解消と市民の農業への関心と理解を深めてもらうため、当該法人へ要請し実現に至ったものであります。

開設当初は、200区画を整備しスタートいたしましたが、平成23年3月の原子力発電所事故に伴う放射能汚染の影響により、都内からの利用者が急減したことから、現在では、100区画を整備し、そのうち64区画の利用が図られているということでありませ

す。しかしながら、現状では、未利用地となっている農地の保全管理のための草刈り費用の負担が重く、経営上「ふれあいの場」を除いては、体験農園の継続は難しいとのことでありました。

また、特に、夏場は草の繁茂が激しく、保全管理の面から「広場」的利用をしたとのことでありませ

す。次に、利用者拡大のため、農園利用者の募集につきましては、市の広報紙への掲載やポスティングを年2回、今年は6万部と3万部を配布し、PRを行っているとのことでありませ

す。次に、土地所有者及び農園利用者の意向についてお聞きしたところ、土地所有者からは引き続き今後も利用してほしい。また、農園利用者からも農園を継続してほしいとのことでありませ

す。次に、「ふれあいの場」の撤去及び今後の改善計画の作成について求めたところ、権利者からは、「ふれあいの場」は、雑草の繁茂の抑制と経営継続のための方策としてご理解いただきたい。また、改善計画の作成については、今後の農園の在り方を含め考えなくてはいけないので、ある程度の期間が必要となる旨の回答がありました。

最後に、本件については、体験農園の設立当初から関わりのある市農政課からもヒアリングを行いました。

この体験農園の開設に当たりましては、市の体験農園設立事業として、平成20年度に、開設に係る施設費等の補助が行われているほか、体験農園は、市の遊休農地解消対策のひとつとして位置付けられていることから、引き続き継続したいとのことでした。

なお、今回の諮問について承認いただける場合は、市(農政課)として、今後は責任をもって対処していくとのことでした。

また、権利者からは、体験農園の継続経営についての協力依頼文書が市に提出され、これを受けまして市からは、当委員会に農園継続について依頼文書が提出されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、主に次のようなご意見がありました。

- (1) 利用集積として農地を借りている以上、農地として利用するべきである。

- (2)「ふれあいの場」は撤去すべきと考える。
- (3)当該農園については、「ふれあいの場」をなくしても、体験農園事業を継続する方向で改善できるのではないか。
- (4)今回の諮問については承認とし、改善計画を立て、今後3年間の間に「ふれあいの場」を解消する。

といったご意見が出ましたが、当小委員会では判断を決めかねるため、この案件につきましては、全体の会議の場である総会でご審議をいただき、判断を委ねたいとの結論に達しました。

ご報告は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

本会議に委ねられたようでございますので、慎重審議をお願いします。

7番(青野委員) 小委員長の報告を聞いて、非常に農業委員会としての対応も難しい。集積計画全体のね、今報告されたことはその通りで結構なんですけども、今後、どのように農業委員会として対応するかは、全議案が終わった後、その他でも皆さんと意見交換をしながら、農業委員会としての対応を協議してみたらどうかというように考えております。だからまずは他の議案審議を先にして、審議を進めていただければありがたいと。

それと、一つですね、小委員長に質問をさせていただきますけれども、ヒアリングですね、土地の所有者からもヒアリングをしたと。それからあと、事業を行っている業者というか法人ですね。それからあと、農政課のヒアリングなんですけれども。特に私は、農政課とのヒアリングですね、どちらかというところこの体験農園については、市の主要な政策の一つとしてね、位置付けたというように私は認識しているんですよ。だからそういう意味では、やはり市の、行政指導というものをね、非常に大きいのかなというように考えてまして、農業委員会としてではなく農政課としては、今後積極的にというかね、対応していくような方向だと思います。

しかし、どちらかというところ、農業関係の事業も年々同じようなレベルで進んできているんですよ。26年度事業も、25年度も、26年度はちょっと湛水防除工事が入りますから、少しアップはしてると思うんですけども。そういう意味でこういうところの、遊休農地を増やさないための対策というものについてね、もっとも私は農政課も力を入れるべきじゃないのかなと、いうように思ってるんです。そういう意味では、小委員長の方には、農政課のね、もう少しヒアリングの結果に肉付けしていただきたい。

また、岡田事務局長さんには、産業振興部長という立場もあるわけですから、農政の振興策の中でも新川耕地の遊休農地をね、どうように減らしていくというような考えをね、お持ちなのか両方にお聞きをしたいと思います。



小林委員長 まず、土地権利者からのヒアリングは特段行ってなくて、権利者の法人の方にヒアリングを行った中で、利用集積で土地を貸す方からの意見としてどういうものがあつたかを伺い、ここの回答として止めないでほしいと言われたという回答でした。

委員会としては、利用集積なんで、本来の目的と合致していないということで、広場を継続しないで、撤去するという考え方はどうですかと聞いたら、もし撤去した場合は、この体験農園も一緒に止めたいという話でございました。というのも、経営に非常にひっ迫していると、結果的に赤字で経営していると、その辺を権利者からは考えてほしいと、重々その辺は分かっているみたいなことでした。それで、委員会としては、その判断が、止めろって言うのは簡単ですけども、5人の中でそういうふうにするのは、ちょっと判断しかなるということで、今日の総会で決定してほしいということで提案させていただきました。

4番(中村 彰男委員) 補足させていただきますけど、簡単に事を済まさないでほしいと思います。私どもは、この1件だけで2時間審議に要して、それでも結論の出ていない案件です。

小林委員長 この案件については、本当に慎重に、途中から農政課も入れて、それでも決着がつかないので、その他の案件は順調に進んだのですが、この件だけでも決着がつかない。なので、結果を待ってるんじゃないかな分らないので、権利者にも途中で帰っていただいた。とりあえず帰っていただいて、こちらだけで審議しました。ヒアリング中の経緯としてはこのような感じです。

岡田産業振興部長 2点目のお尋ねの件で、新川耕地の遊休農地、休耕地というべきでしょうか、確かに減反等によりまして、生産調整のための田んぼとしてですね、そこを作らないでおいているというところがあります。それは、休耕地というよりは調整農地というべきものでありまして、草刈りをして、環境の保全に努めているというところでは一目瞭然でございまして、保全されている。それ以外のところについては、確かに農家の方の高齢化のケース、また、その圃場自体が深くて機械が入らないとかですね、そういったいろんな事情があります。

今、そこに関して市の考え方といたしましては、やはり、一番はそういった、仮に深い田んぼでもですね、或いはまた、圃場がなかなか難しいというところでもですね、やはりまずは担い手というのがですね、まずいないというのがこういうところを助長してしまっているということでありますので、今はそれをやっていただけの方、この集積も含めまして個人、もしくは企業・法人ですね、こちらの方々が、農地としての利用をして頂けるのであればということで、ある企業とですね、お話はさせていただいております。

ただ、これには地権者様の条件と、企業の方の一団となって借りたいというお話もあります関係で関係者の総意でなければならぬと、またその圃場が田んぼであるか、畑であるかによっては全然その相手方が違ってくるということもございまして、ケースバイケースではあるんですけど、一気呵成には解決できないというところがございます。

す。

そういったような事情も含めまして、今産業振興審議会の中でですね、これまでの、昨年から始めました産業振興審議会の中では、新川耕地の中でも、産業系土地利用ゾーンというのがございまして、そちらの2箇所につきましては、そういう産業系の誘致を促進すべきということで、市長へ答申させていただいている。残りの、今お話の場所も含めましてですね、さあここをどうしていかにつきましては、今私が申し上げた分も含めまして、更に突っ込んだ形での土地利用の方策をですね、話し合ってくださいということでテーマを設けさせていただいております。その中でまた農商工連係というものも掲げさせていただいているというのもございます。

まさしく、農地のあり方がTPPの問題に端を発して大きく変わろうとしています。農地法もですね、かなり企業・法人がですね、入り込みやすくなった部分もあるんですが、農地の中間管理機構というものを設置して、その土地の貸し借りがしやすいようにやりましょうということで、制度が設けられたんですが、流山市では農業振興地域ということの指定を受けていませんことから、その適用を受けられないということでございまして、農業委員会の方において、その土地の貸し借り、或いは農政課の方においてですね、そのような斡旋の行為を集中してやっていかざるを得ないという選択しかないということでございます。

いずれにしても、このゾーンはこのようにしていきます、A,B,Cといろいろな地域を、新川耕地有効活用計画というのがありますが、あちらの用途に合わせたものをですね、改めてどうしたらいいかを見直すいい機会と思っておりますので、審議会のお話も含めまして、また、地権者の皆さんの御意向がそうしたいと、いうことになった場合にはそちらを最優先として、借り手がもし企業さんとして一団として借りたいということであれば、そちらの方については優先的にお話を進めさせていただければという風に思っております。いずれにしても、保全ということを前提にしてのお話でございます。以上です。

高市議長 他にございますか。

4番(中村 彰男委員) 先ほど青野委員からあった意見の中で、この案件で留まってしまうと先に進まないの、この案件大変申し訳ないんですけど、通常の場合を先送りしていただき、これを最後に協議した方がいいと議長にお願いであります。

高市議長 今この案件はいろいろですね、奥深いもんですから、この案件に関してはですね、最後に審議するようにいたしまして、先送りを進めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

高市議長 それでは、議案第11号の3番から14番についてはですね、最後に協議していただくようにいたします。

ということでですね、とりあえず1番2番の方をですね、採決したいと思うんですが、

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

それでは、採決を行います。

議案第11号の1番及び2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号の1番及び2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第12号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第12号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成26年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願は1件です。初めに申請者につきましては野田市山崎の方で、申請がありました土地は流山市上新宿の畑3筆、合計面積は1,241㎡で、議案案内図は16ページです。

本件土地につきましては、登記簿上の地目は畑ですが、現況地目は山林であることから、この度地目変更登記申請をするため、証明願の提出があったものでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願は以上の1件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第12号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地は東武野田線初石駅の西約1kmに位置している土地で、地目は畑で、現況は竹林でありました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されていました。

以上のことをもとに審議したところ、今から20年以上は、山林であることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

8番(水野委員) ちょっと確認なんですけど、20年以上現況を確認できるなら、登記簿の地目が変わるということでもいいんですか。

吉田次長 仰います通り、こちらは現況が農地でないというご承認をいただけましたら、農地でないという証明書を農業委員会で発行いたします。それを添付しまして、登記所のほうに今地目が畑となっております、これを山林に変えたいということで申請されるときに、農業委員会の証明書を添付して提出しましたら、その後地目を山林に変えてくれると、このような地目変更の流れになっております。以上です。

高市議長 他にございますか。

(なしの声あり)

高市議長 これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第13号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページを御覧ください。

議案第13号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成26年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の適格者証明願は3件です。初めに1番ですが、相続人は流山市芝崎の方で、相続開始年月日は平成25年9月18日です。次に、納税猶予の願出がありました土地は、流山市芝崎にあります田2筆、1,840㎡と、畑2筆、2,825㎡、合計面積と

いたしましては、4筆で、4,665㎡で、議案案内図につきましては、17ページです。

次に、2番ですが、相続人は1番の相続人と同じ方で、納税猶予の願出がありました土地は、流山市芝崎にあります畑2筆、面積は2,437㎡で、持分割合が2分の1となっております。議案案内図につきましては、18ページと19ページです。

次に、3番ですが、本件につきましても相続人は1番の相続人と同じ方で、納税猶予の願出がありました土地は、流山市芝崎にあります田2筆、面積は2,042㎡で、持分割合は3分の1となっております。議案案内図につきましては、19ページです。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の3件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第13号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

被相続人は、昭和22年生まれで、平成25年9月に66歳で亡くなられた方でございます。

相続人は、被相続人の妻で昭和23年生まれの65歳でございます。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものでございます。

農業従事者は、申請者と長男の2名であります。

申請地は、運動公園周辺地区一体型特定土地画整理事業区域内にあり、畑の一部では、ネギなどが作付けされ、自宅周辺の田は耕起済みで、その他の田につきましては、造成地の一部となっております。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第14号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページをお開きください。

議案第14号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成26年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の農業の主たる従事者についての証明願については、3件です。

初めに1番です。申請者につきましては、流山市思井の方で、申請がありました土地は、流山市市野谷にあります田6筆、813㎡と畑1筆、689㎡で、合計面積といたしましては、1,502㎡です。議案案内図につきましては、20ページと21ページでございまして、この申請地はいずれも土地区画整理事業の区域内にある農地となっております。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親で、買取り申出事由が生じた日は平成25年10月20日です。

次に、2番です。申請者は流山市市野谷の方で、申請がありました土地は、流山市市野谷にあります畑4筆、面積は4,718㎡です。議案案内図につきましては、22ページと23ページでございまして、この申請地につきましても土地区画整理事業の区域内にある農地となっております。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者御本人で、買取り申出事由が生じた日は平成26年2月27日です。

続きまして、3番です。申請者につきましては流山市市野谷の方で、2番の方とは御夫婦の関係にあります。申請がありました土地は、流山市市野谷にあります畑1筆、面積は525㎡です。議案案内図につきましては、23ページでございまして、この申請地につきましても土地区画整理事業の区域内にある農地となっております。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者御本人で、買取り申出事由が生じた日は平成26年2月3日です。

今月の農業の主たる従事者証明につきましては以上の3件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第14号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

最初に1番でございますが、申請者は流山市思井の方で、相続人からの申請でございます。

申請理由でございますが、昨年10月20日に父親が亡くなり、多額の相続税を支払う必要があることから、買取り申出をしたいということで、証明願があったものでございます。

申請地につきましては、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内の1筆及び運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内の6筆で、現在、区画整理の造成工事中であります。

次に2番でございますが、今まで申請者ご夫婦等で農業を営んできましたが、申請者が腰痛を患い、今年の2月に医師から「変形性腰椎症、慢性心不全」の病名にて、農作業の従事は不可能であると診断され、農業の継続が難しいため、申請がなされたとのことでした。

申請地につきましては、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内にあり、一部の農地は仮換地が指定され、ホウレン草やネギ等が作付けされておりました。一部の農地については、区画整理の造成工事中でありました。

次に3番でございますが、今まで申請者ご夫婦等で農業を営んできましたが、今年の2月に医師から「関節リウマチ」の病名にて、農作業の従事は不可であると診断され、農業の継続が難しいため、申請がなされたとのことでした。

申請地につきましては、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内にありますが、現在、区画整理の造成工事中でありました。

以上のことをもとに審議したところ、本案については、主たる従事者が死亡前または故障前は、ほぼ毎日農業に従事しており、その者が死亡または故障したことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、それぞれ証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手、全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第7号「合意解約の通知について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第7号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成26年3月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の合意解約の御報告は2件ですが、この2件につきましては借受人が同じであり、契約内容も同一でありますので一括して御報告をさせていただきます。初めに、合意解約が行われました農地は、流山市前ヶ崎にあります畑で、2件の合計面積は畑4筆で、4,147㎡です。次に、解約に至りました事由ですが、借受人の方は流山市中にお住まいですが、農地の集約化を考えていたところ、古間木地区の畑が借りられることになったため、本件の農地を解約し、自宅に近い農地に借り換えをするため解約が行われたものでございます。議案案内図につきましては、24ページとなっております。

今月の合意解約につきましては以上の2件です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただ今報告がありました。御質問、御意見ございましたら賜ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第8号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の15ページを御覧ください。

報告第8号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年3月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義



初めに、1番の農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の御報告は3件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が1件、店舗用地とするものが2件でした。

今月の4条届出の合計は、以上3件、5筆、4,578㎡、地目別の内訳では、畑が5筆、4,578㎡でした。

次に、議案書の16ページをお開きください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の御報告は80件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が79件、賃貸借が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が76件、マンション販売センターが1件、駐車場が2件、資材置場とするものが1件でした。

今月の5条届出の合計は、以上80件、169筆、257,594.54㎡、地目別の内訳では、田が25筆、5,680.50㎡、畑が144筆、251,914.04㎡でした。

本件の御報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございましたら賜ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 最後に残しました、先ほどの持ち越しの件について、審査に入る前に、暫時休憩とします。

(16時40分 休憩)

(16時50分 再開)

高市議長 それではですね、会議を再開します。

先ほど、据え置きとなりましたこの1件ですが、審議の再開をお願いしたいと思いません。

岡田局長 今回お手元にある案内図で、斜線の部分が更新をしたいという申出があったところがございます。あと、途中で白く細いところがございます。これは当初、10年というところで契約をしたいということで成立しているところですので、その分は今回は除かれているということになります。それで、外枠の部分がありますが、これは元々は2.6haありまして、平成13年と平成16年に野田の業者さんが各地権者さんの了解を得て埋め立てたところです。その後、耕作がなされておられないような状況の中で、新川耕地の遊休農地、休耕地という広がりが多くなってきたということを危惧して市の方で、ここを何とかしなきゃならないということの動きがありました。その中において、是非

地元の方にやっていただけないだろうかということで、このところについては特に荒れていたということもあって、市の方で補助金、圃場の整備費、区画の整備等も含めまして、市民への体験農園というものをですね、作って他の地域にもそれをいい意味で影響を与えながら、休耕地などを解消していこうじゃないかということであります。この外枠を全部入れると約2.6haです。

当初はこの全体の中で、区画があってこれを借りてやるということでありました。現在はですね、当初は2.6haで動いておりましたが、ここに今回の更新は2回目になるわけですが、23年の3月25日とまさしく3年前はですね、全体で更新したんですけども、経営状況がなかなか悪くなったと、また、先ほど委員長からも御説明ありましたが、23年の3月11日の大地震以降、福島原発の放射能風評ということで、利用者が激減してしまっただけでなく、区画が200あったものが半分くらいしか利用していただける方がいなくなってしまって、その収益だけでこちらを維持するのが大変になったということから、当初大きかったものが、南側のお手元の地図で白くなっているところを使えない、お返ししたいということで、現在の状況から無くなっています。以前は広く借りていたところでもありますけども、規模を縮小して、ここの体験農園をやろうということでありました。その段階においては、面積で言うと2反ぶりという風になりますが、体験農園の区画がいっぱいあったんですけども、体験農園の利用者の方とか、或いは逆にこういった施設もありますからどうぞという呼び込みの施設も含めて、こういうふれあい広場というものをですね、備えてありました。その時はこの2反ぶり、2.6haからすると極々面積的には小さいものですから、そういう意味では容認されていたということもありました。この利用者のためのものという意味合いではですね。

今回は既にもう南側が返されておりますので、地図で見ると上の部分を見てもらうわけですが、この残された部分の経営上も、利用者から上がってくる収益からすると厳しいということで、この2反ぶりから更に2.5倍といいますか、物が大きくなっているのが現状であります。ネットフェンスで組まれていて、中は草地、広がった部分も同等の形で、ネットフェンスで括られているんですけども、地べたは草地と、一部にシーソーみたいな遊具みたいなのがあって、そこを犬が登ったり降りたりみたいな、そういうのが置かれていたというような状況と、あとよく建設現場等に見られるような簡易トイレがこちらの方ですかね、あったり、あと管理棟というものがあったりとか。実際のお話としては経営上なかなかうまくいかないことから、こちらの方からの収益を基にしてその赤字を補いながら運営していこうという風な形で、基本的には体験農園というものを保持していくという考え方をこちらの法人さんとしてはあるということで、今回の申請の行為に移っているということでもあります。収入がこちらの一体の部分から入る、それでも経営上は厳しいということでその他にあります農業土木の事業があるんですけど、そちらでもってこの赤字の方を補填してるというような状況の中で、運営されて今日まで至っているということで、更に今回は向こう3年間この土地を借りて、体験農園を運営して

いきたいというようなことであります。まずはここだけの客観的な形で、御報告申し上げたいと思います。補足あればお願いします。

吉田次長 それではよろしいでしょうか。今の体験農園を維持するためにということで、維持するための一つの計画として、今回の広場をやられているということです。事業者の方では、企業努力と言いましょうかいろいろ努力はしているそうです。講師の回数を減らしたり、様々なことをやっている。また、未利用地の草刈りが一番の費用がかかる面だというふうなことを仰っていたように思います。草刈り費用もかなりばかにならないということで、経営者、企業の代表者の方自らが草刈りをやっている状態であるというふうなことを仰られておりました。以上です。

高市議長 いろいろ出ましたけども、他に御質問などはございますか。

14番(水代委員) 私も第2小委員会で立ち会ったんですが、要するにこの件に関しては、問題なのは新川耕地が一種農地であること、それから事業体の地盤になっているのが農用地の利用集積事業なんだよと。

それで遊休農地解消のための事業として行政の方が打ち出している案件な訳だけどもね。実際に一番最初の段階では市の補助金がある程度出るんだと、補助金を受け入れるには個人では無理ですよと、だから農業生産法人という受け皿を作ってもらったという経緯があるわけですね。農業生産法人で、これだけのための法人だということ、ヒアリングで言っていました。これだけのための生産法人だったらかなりきついと思います。というのも当たり前なこと、実際には計画通りには体験農園っていうのは難しいんだよと。農業生産法人の体験農園と一般の市民農園、貸し農園というのはまた捉え方が別であって、実際には体験農園であるっていうこと自体が一般の市民に農業を体験させるという指導云々の問題であるとか、整備とかそういうものもある程度やっていかなければならないということで、ある程度そういう面での経費が当然かかってくる。

当時その時に言っていたのが、補助金が250万出ていると、250万かければもっともっといいものが出来てるんじゃないかなと私は思うんですが、実際今問題なのは、農業生産法人で体験農園の体験者が減ってきたのは分かります。でも、農業生産法人である以上は、それオンリーじゃなくて余った畑は自分で耕作しなければいけないと私は思います。ところが、捉え方を変えれば体験農園も貸してるようなものでしょ、それで自分で経営してるならまだ話は分かるんですが、それでもOKなのかと、集積事業でやってる、一種農地がそれでもOKなのかと。農業委員会は農地を保全するのが目的の委員会なので、その点に関しては農業委員会はピシャッと駄目だとしか言いようがないわけですね。ところがそれが直接市の方に恋文が投げられて1回目通っていると、2回目もそれで通っちゃうんだというそういう捉え方で本人がいるんじゃないかと、もしだめだったら全部止めざるを得ないみたいな、経営判断しかしてないわけで、そうなるとおかしいわけで、農業生産法人の経営者としては空いた土地で草を作らないでトラクターで耕運して品物を作ればいいんじゃないかと思うんですよね。何かやり方

があるはずで、例えばそこで地主さんに許可をもらって果樹を植えるとか、他の作物を作って農用地として利用していくことを考えること出来ないのかということで、もう一度考え直せということは一応言ったんですけども。

真ん中の段についても、この前他の方が借りたところのその向こう、これも要するに草だらけなんです。放し飼いでできるような。だから実際にはここは体験農園の面積は1反あるかないくらいでしょ。中に入っていく道の周りは駐車場ですよ。だからそういうことを踏まえて、農業委員会としてはそうなんだけれども、難しいところは行政に絡んでくるといって、判断を委ねるしかないのかなというところで、小委員会としては判断は出せないかなということ全体会議にしてもらったんですよ。

高市議長 御苦労さまでした。

いろいろ私も聞いているんですが、それがですね、あくまでも結局今主体とするのはそちらみたいな感じじゃないですか。それも最初はですね3年前に申請がされたものよりも広く使っているわけなんです。そうするとね、これは営業で使ってますからそれも農業委員会が背負っていかねばならない、こういう問題もあるんですよ。農業委員会が許可するんですから。その辺も皆さん重々考えていただかなきゃいけない。農地に関する問題は市は関係ないですよ。農業委員会がやる。その辺の考えを新たにですね、一つ御協議頂きたいと、こう思います。農業委員会も責任負えませんよ、はっきり申し上げて。できないものはできない。これはあくまでも農業委員会は農業委員会です、農業委員会法ってのもありますから、農業委員会が責任を負わなければならんってことになった時は誰が責任を負うんですかこれ。大変な問題ですよ。

しかも3年契約だったのがこれ3月いっぱいまでなんです。契約が3月いっぱいまでだったら前もって1カ月なり前にですねそういうものは、事業としてやるからにはですね、会社としてやるにはそのくらいの配慮はあって当たり前だと思いますよ、私は。7番(青野委員) 今きくとね、農業委員会の総会に入っているわけでしょ。だから、いったん休憩して、皆さんに自由に発言してもらってまとまる方向だったら総会に切り替えてもらって、まず協議会方式にして議論してもらった方がいいと思うな。

高市議長 わかりました。休憩してですね、その間に意見交換ということで。

暫時休憩とします。

(17時05分 休憩)

(18時28分 再開)

高市議長 会議を再開いたします。

意見交換の結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 今月の利用集積の更新の部分、12件についてであります。3番から14番までの権利者が同じ方で、詳細については先ほど報告させていただきましたので、省略させていただきます。

意見交換では、今回の諮問に関しては条件付きで承認とし、改善計画を立て、今後3年間の間に「ふれあいの場」を解消する方向に持っていくという結論に達しました。条件としては、

- (1) 利用集積として農地を借りている以上、農地として利用するべきである。
- (2) 「ふれあいの場」は撤去すべきと考える。
- (3) 当該農園については、「ふれあいの場」をなくしても、体験農園事業を継続する方向で改善できるのではないか。
- (4) 今回の諮問については承認とし、改善計画を立て、今後3年間の間に「ふれあいの場」を解消する。

この4案を提案させていただいて、採決していただきたいと思います。

高市議長 ただいま委員長にですね、4項目について説明いただきましたが、これについてお諮り願いたいと思います。

1番のですね、利用集積として農地を借りている以上、農地として利用するべきであると、2番目はですね、「ふれあいの場」は撤去すべきである。3番として、当該農園において「ふれあいの場」をなくしても、体験農園事業を継続する方向で改善できるのではないか、もう一つはですね、今回の諮問については承認とし、改善計画を立て、今後3年間の間に「ふれあいの場」を解消すると、このようなことであります。

この中でですね、皆さんの御意向としてはですね、お諮りさせていただきたいと、ひとつお願いします。

7番(青野委員) それでは今小委員長からあった4項目にわたってね、提案をされたわけですから、農業委員会としては、この4項目を承認する。

ただし、3年間というね、提案なんですけども、先ほどの協議会では、1年間というような意見も出てますので、これは農業委員会の会長、それから職務代理、そして小委員長、副委員長、そして事務局、この議題となっている3年間と1年間のね、ところについての文章は私は一任したいと思います。

高市議長 わかりました。他にございますか。

無いようでしたらですね、これより採決をしたいと思います。

まず、青野委員から提案がありました内容について賛成いただける方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、本提案を採択いたします。

それでは、議案第11号の3番から14番について、採決を行います。

本件については改善計画を立て、今後3年間または1年間で「ふれあいの場」解消の指導及び解消を行うことを条件に承認する案に賛成の方は挙手を願います。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号の3番から14番については、条件を附して承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後6時40分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年3月26日

流山市農業委員会長 .....高市 正義.....

流山市農業委員会委員 .....酒巻 孝美.....

流山市農業委員会委員 .....水野 敬久.....